

次世代法・女性活躍推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、更には仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの間

2. 内容

《目標1》

女性社員（警備員）の採用者を平成元年度対比で10名増やすようにする。

<対策>

令和2年4月～ 女性警備員の利点を広報し、女性が活躍している職場である事をアピールをしていく。当社の魅力を広く伝える取り組みを継続して実施することにより、応募者確保に努める。

令和2年9月～ 就職説明会等を積極的に活用して雇用の拡大を行う。

《目標2》

計画期間内に、育児休業の制度の周知と取得を推進していく。

女性社員については対象社員全員が取得できるように、男性社員については取得しやすい環境づくりと1名でも取得者が出るように啓蒙していく。

<対策>

育児休業制度が女性だけでなく男性も取得できることを周知するため、管理職・現場責任者等を対象とした講習会を実施。

育児休業の取得希望者、育児休業取得を検討している社員を対象とした講習会や面談の実施。

《目標3》

計画期間内における社員全員の所定外労働時間を、令和元年度対比で10%以上の削減を目標とする

<対策>

令和2年4月～ 時間外労働抑制の為に、業務の作業効率と部署単位における必要人員を見直し、所定外労働時間削減に向けた計画の策定を行う。

令和2年9月～ 策定された計画に基づき、事業・業務の改善に着手し、部署によっては人員補充の実行（新規採用・定年退職者の再任用等）を行い、削減目標の達成に向けて具体的な行動を進める。